

重要なお知らせ

山形市「㈱大沼」発行の「全国百貨店共通商品券」をお持ちのお客様へ

―一月二十八日から取扱停止のお知らせ―

今般、(株)大沼(山形県山形市)は、令和二年一月二十七日に、山形地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いました。

全国百貨店共通商品券は、「ご利用約款」に記載しておりますとおり、発行元の百貨店が破たんした場合には、他の百貨店でのご利用ができませんこととなっております。

そのため、誠に申し訳ございませんが、(株)大沼が発行した全国百貨店共通商品券は、本日(令和二年一月二十八日)から、全国の百貨店での取り扱いを停止させていただきます。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、資金決済法により、商品券が利用できなくなつた場合には、一定期間内に国(東北財務局)から発行保証金の還付を受けることができる制度もございます。利用停止日以降のお取扱いにつきましては、対応が決定次第、東北財務局及び全国百貨店共通商品券のホームページに掲載する予定です。

令和二年一月二十八日 全国百貨店共通商品券等発行会
【お問合せ先】

㈱大沼コールセンター

電話 〇二三・六二二・七一―

全国百貨店共通商品券等発行会

電話 〇五七〇・〇五八・〇五八

(※右記〇五七〇の電話受付は一月三十日からとなります。)